第百二十条及び第百二十条の二中「第百十条の二第二項及び第三項」を「第百十条の二」に改め、「、高年齢者等共同就業機会創出助成金」を削る。

第百三十九条の二第二項及び第四項中「、高年齢者等共同就業機会創出助成金」を削る。

第百四十四条の二第二項中「、第百十条の二第二項第一号ホ中「高年齢者等」とあるのは「高年齢者等又は船員職業安定法第六条第一項に規定する船員（五十五歳以上の者又は四十五歳以上五十五歳未満の求職者に限る。）」と」を削る。

附則第十五条第二項第二号イ中「第百十条の二第一項の受給資格者創業支援助成金（同条第三項第三号」を「第百十条の二の受給資格者創業支援助成金（同条第三号」に改める。

附則第十五条の二第一項中「、当分の間、」(5)に規定する判定基礎期間の初日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者」とあるのは「解雇を予告された被保険者」と、「受給資格者創業支援助成金（同条第三項第三号の雇入れに係るものに限る。以下この条において同じ。）」とあるのは「受給資格者創業支援助成金（同条第三項第三号の雇入れに係るものに限る。以下この条において同じ。）、第百十条の三第一項の試行雇用奨励金」と、「、附則第十五条の十第一項の実習型試行雇用奨励金」及び「、第百二条の三第一項第二号ロ並びに附則第十五条第二項第二号ロ及び第八項中「出向をした前日において当該事業所の事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者」とあるのは「解雇を予告された被保険者」と、第百二条の三第六項中「、地域雇用促進対象被保険者」とあるのは「、試行雇用奨励金対象被保険者（第百十条の三第一項の試行雇用奨励金の対象となる被保険者をいう。以下同じ。）、地域雇用促進対象被保険者に係る受給資格者創業支援助成金」とあるのは「受給資格者創業支援対象被保険者に係る受給資格者創業支援助成金、当該雇い入れられている試行雇用奨励金対象被保険者に係る試行雇用奨励金」と、「受給資格者創業支援対象被保険者、地域雇用促進対象被保険者」とあるのは「受給資格者創業支援対象被保険者、試行雇用奨励金対象被保険者、地域雇用促進対象被保険者」と、第百二条の三第七項及び前条第七項中「受給資格者創業支援助成金」とあるのは「受給資格者創業支援助成金、試行雇用奨励金」と」を削る。

附則第十五条の九第三項、附則第十五条の十一第三項、附則第十七条の四の二第三項及び附則第十七条の四の五第二項中「第百十条の二第三項第三号」を「第百十条の二第二項」に改める。

附則第十七条の四の五第二項及び第三項並びに附則第十七条の四の六第二項及び第三項中「、高年齢者等共同就業機会創出助成金」を削る。

附則第十七条の五の二第五項及び第六項中「、高年齢者等共同就業機会創出助成金」を削り、同条第七項中「第百十条の二第三項第三号」を「第百十条の二第二号」に改める。

第四条　雇用保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第百十五条第一号中「育児・介護雇用安定等助成金（次条第一号の子の養育若しくは介護に係るサービスの利用についての助成、同条第二号の原職等復帰措置についての助成又は同条第三号の短時間勤務制度の実施についての助成に係るものに限る。同条」を「両立支援助成金及び中小企業両立支援助成金（第百三十九条第二項の育児休業者職場復帰プログラム及び同条第三項の介護休業者復帰プログラムについての助成に係るものを除く。次条」に改める。

第百十六条及び第百十七条を次のように改める。

第百十六条　第百十五条第一号の両立支援助成金として、子育て期短時間勤務支援助成金及び事業所内保育施設設置・運営等支援助成金を支給するものとする。

（両立支援助成金）

2　子育て期短時間勤務支援助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主

イ　育児・介護休業法第二十三条第一項に規定する措置を講ずる事業主

ロ　厚生労働大臣に一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画をいう。以下同じ。）を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている事業主

ハ　次のいずれかに該当する事業主

(1)　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十五号）附則第二条の規定の対象となる事業主（以下この号において「改正法適用猶予事業主」という。）であつて、その雇用する三歳に達するまでの子を養育する被保険者、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する被保険者又は小学校第三学年修了までの子を養育する被保険者について、労働協約又は就業規則により、短時間勤務の制度を設け、当該制度を六箇月以上利用した被保険者（小学校第三学年修了までの子を養育する被保険者に限る。）がいるものであること。

(2)　常時雇用する労働者の数が三百人以下の事業主（改正法適用猶予事業主を除く。）であつて、その雇用する小学校就学の始期に達するまでの子を養育する被保険者又は小学校第三学年修了までの子を養育する被保険者について、労働協約又は就業規則により、短時間勤務の制度を設け、当該制度を六箇月以上利用した被保険者（小学校第三学年修了までの子を養育する被保険者に限る。）がいるものであること。

(3)　常時雇用する労働者の数が三百人を超える事業主であつて、その雇用する小学校就学の始期に達するまでの子を養育する被保険者又は小学校第三学年修了までの子を養育する被保険者について、労働協約又は就業規則により、短時間勤務の制度を設け、当該制度を六箇月以上利用した被保険者（小学校第三学年修了までの子を養育する被保険者に限る。）がいるものであること。

ニ　平成二十二年三月三十一日以前にその雇用する被保険者（小学校第三学年修了までの子を養育する被保険者に限る。）に対し、ハに掲げるいずれかの短時間勤務制度を六箇月以上利用させたことのない事業主

ホ　ハの制度を最初に利用した被保険者が生じた日から起算して五年の期間を経過していない事業主

ヘ　ハに該当する被保険者と同一の被保険者が第百十七条第一号ロ(1)に規定する被保険者に該当することにより中小企業両立支援助成金（第百十七条第一号ロの育児休業の制度及び原職等復帰措置についての助成に限る。）の支給を受けていない事業主

3　次のイからハまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該イからハまでに定める額

イ　前号ハ(1)に規定する事業主　次の(1)及び(2)に定める額

(1)　同号ハ(1)の被保険者が最初に生じた場合　七十万円

(2)　同号ハ(1)の被保険者が二番目から五番目までに生じた場合　被保険者一人につき五十万円

ロ　前号ハ(2)に規定する事業主　次の(1)及び(2)に定める額

(1)　同号ハ(2)の被保険者が最初に生じた場合　五十万円

(2)　同号ハ(2)の被保険者が二番目から十番目までに生じた場合　被保険者一人につき四十万円

ハ　前号ハ(3)に規定する事業主　次の(1)及び(2)に定める額

(1)　同号ハ(3)の被保険者が最初に生じた場合　四十万円

(2)　同号ハ(3)の被保険者が二番目から十番目までに生じた場合　被保険者一人につき十万円

4　事業所内保育施設設置・運営等支援助成金は、第一号に該当する事業主又は事業主団体に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主又は事業主団体

イ　労働者が小学校就学の始期に達するまでの子を養育しつつ就業することを容易にするための施設として適当と認められる保育施設（以下「対象保育施設」という。）を設置し、又は整備する事業主であつて、厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じているもの又はその構成員である事業主の雇用する労働者のための対象保育施設を設置し、若しくは整備する事業主団体

ロ　対象保育施設の設置又は整備に要した費用、当該施設の遊具の購入に要した費用及び当該施設の運営に要した費用の額を明らかにする書類を整備している事業主又は事業主団体